

南九州市告示第38号

南九州市自治会放送施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年3月11日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市自治会放送施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

南九州市自治会放送施設整備事業補助金交付要綱（平成19年南九州市告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市が自治会放送施設整備事業補助金を交付するものとし、その交付については」を「予算の範囲内で南九州市自治会放送施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて」に改める。

第3条第1号中「(親機2台以内)」を削り、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか」に改める。

第4条第2項前段中「前項の規定により」を「同項の規定により」に改める。

第5条中「放送施設整備事業補助金」を「補助金」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。